

6. 拠点の管理・運営に関する委員会

(1) 明治大学グローバルCOEプログラム(現象数理学の形成と発展)推進委員会

- 委員長 針谷敏夫 学長が指名する副学長
- 委員 三村昌泰 拠点リーダー・先端数理科学インスティテュート所長
- 委員 吉村武彦 大学院長
- 委員 廣政幸生 学長が指名する学長室専門員
- 委員 土屋一雄 研究企画推進本部長
- 委員 三木一郎 大学院理工学研究科長
- 委員 宮腰哲雄 大学院長が指名する大学院教務主任
- 委員 後藤四郎 先端数理科学インスティテュート副所長
- 委員 向殿政男 先端数理科学インスティテュート副所長
- 委員 荒川 薫 拠点リーダーが指名する事業推進担当者
- 委員 上山大信 拠点リーダーが指名する事業推進担当者
- 委員 小林 亮 拠点リーダーが指名する事業推進担当者
- 委員 御子柴 博 教学企画部長
- 委員 高山茂樹 研究推進部長

第1回

- 日時 2010年5月13日(木) 10時30分から
- 場所 生田キャンパス第二校舎A館4階A405会議室

第2回

- 日時 2010年9月30日(水) 10時30分から
- 場所 生田キャンパス第二校舎A館4階A405会議室

第3回

- 日時 2011年2月18日(金) 10時30分から
- 場所 生田キャンパス中央校舎6階0605室

(2) 明治大学グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）推進委員会要綱

2008年7月29日制定

2008年度例規第13号

（目的及び設置）

第1条 明治大学における文部科学省グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）（以下「プログラム」という。）の事業計画を策定するとともに、その推進のために必要な事項を検討することにより、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を図ることを目的として、学長の下に、明治大学グローバルCOEプログラム（現象数理学の形成と発展）推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) プログラムの拠点形成計画の推進に関する事項
- (2) プログラムの人材育成に関する事項
- (3) プログラムの教育研究に関する事項
- (4) プログラムの拠点の設置及び運営に関する事項
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 学長が指名する副学長 | 1名 |
| (2) プログラム拠点リーダー（先端数理科学インスティテュート所長） | 1名 |
| (3) 大学院長 | 1名 |
| (4) 学長が指名する学長室専門員 | 1名 |
| (5) 研究企画推進本部長 | 1名 |
| (6) 大学院理工学研究科長 | 1名 |
| (7) 大学院長が指名する大学院教務主任 | 1名 |
| (8) 先端数理科学インスティテュート副所長 | 2名 |
| (9) プログラム拠点リーダーが指名する事業推進担当者 | 3名 |
| (10) 教学企画部長及び研究推進部長 | 2名 |

2 委員の任期は、職務上委員になる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条第1項の委員のうちから学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に分科会を設置することができる。

2 分科会に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教学企画部グローバルCOE推進事務室が行い、関係部署がこれに協力するものとする。

(要綱の改廃)

第8条 この要綱を改廃するとき、委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (2008年度例規第13号)

(施行期日)

1 この要綱は、2008年(平成20年)7月30日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命される第3条第1項第1号、第4号、第7号及び第9号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、2010年(平成22年)3月31日までとする。

(通達第1721号)

附 則 (2009年度例規第9号)

この要綱は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2010年度例規第2号)

この要綱は、2010年(平成22年)5月26日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1912号)(注 研究科委員長の名称変更に伴う改正)